

AI等先端技術を活用した受入環境高度化支援事業実施要綱

6産労観受第12号

令和6年4月22日

7産労観受第10号

令和7年4月10日

8産労観受第2号

令和8年4月10日

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が観光地の高付加価値化を一層促進するため、エリア単位で複数の観光関連事業者等が連携しAI等の先端技術の実装を図る取組を支援する「AI等先端技術を活用した受入環境高度化支援事業」（以下「本事業」という。）に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本事業における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1)「事業者」とは企業等とし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に定める「会社」、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2項に定める「特例有限会社」及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第22条又は第163条の規定により成立した法人等とする。
- (2)「地域グループ」とは2以上の事業者から構成される企業等のグループをいう。

(支援の対象者)

第3条 本事業において支援の対象とする者は、観光振興に向け共同して取組を行う地域グループとする。

- 2 その他支援の対象者に必要な事項は、別に定める。

(支援の対象事業)

第4条 支援の対象となる事業は、前条に定める地域グループが、構成員事業者の連携により、エリア単位で観光地の高付加価値化に資するAI等先端技術の実装を図る取組とする。

- 2 前項の事業に対する支援期間は、交付決定の日から1年以内に実施完了した事業とする。
- 3 その他支援の対象事業に必要な事項は、別に定める。

(実施体制)

第5条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）及び都は、令和4年3月11日付3産労観受第2419号「観光産業の活性化推進事業実施要綱」（以下「観光産業実施要綱」という。）第3条に基づき、本事業を実施する。

- 2 本事業について、都は、支援対象者の公募、審査及び決定を行い、財団は、都が支援対象者として決定した地域グループへの支援を行う。

(公募)

第6条 知事は、本事業の支援の対象となる事業者等を公募する。

- 2 前項の公募に応じる申請者は、別に定める事業の概要等を記載し書面（以下「事業計画書」という。）を東京都に提出するものとする。

(審査)

第7条 知事は、前条による事業計画書の提出があった中から、別に定める審査会による審査に諮った上、適正と認められる事業を提案した申請者を支援の対象として決定する。

- 2 知事は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。
- 3 その他審査及び決定に必要な事項は、別に定める。

(補助)

第8条 財団は、観光産業実施要綱別表(12)の定めに従い、本事業を実施する。

- 2 その他補助の実施に必要な事項は、別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月26日から施行する。